

# 令和8年度病床数適正化緊急支援事業 参考資料

## 1 申請に係るスケジュール

- 令和8年6月上旬：要望調査提出依頼（県→医療機関）
- 令和8年6月19日：要望調査提出期限（医療機関→県）
- 令和8年6月下旬～7月中旬：地域医療構想調整会議での議論（県・各保健所）
- 令和8年8月末頃：申請提出（県→国）

## 2 支給対象外の削減病床

【支給対象外の削減病床数（簡易表現版）・議論すべき削減病床】

※対象外なら×

区 分	R7 事業	R8 事業
産科部門及び小児科部門の病床数（分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）	×	×
同一開設者の医療機関へ融通した病床数	×	×
事業譲渡等により削減した病床数	×	×
病床種別を変更した病床数	×	×
医療法第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略特区法に基づき許可を受けた病床数		
第10項：急激な人口増など特別な事情で厚労大臣協議を経た許可病床 第11項：特例病床（がん・循環器専門、小児専門など） 国家戦略特区法：外国人患者対象の高度医療など（県内に特区なし）	×	○
第12項：地域医療連携推進法人制度により融通した病床	×	×
医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当し、医療法第7条第3項の許可を受けずに設置された病床数 （有床診療所において、病床規制の例外として、許可ではなく届出によって設置された病床：在宅医療、へき地その他の政策医療）	×	○
感染症法の医療措置協定病床数（余剰分を除く。）	○	×
特例病床等を許可内容の用途で活用しておらず、該当病床を削減しない場合、全ての削減した病床数	○	×
その他（宮内庁等所管、企業内診療所 ほか）	×	×
県への申請日時時点で入院医療を受け入れていない又は、削減により入院医療を停止する医療機関の削減病床数	×	<b>協議の場で 議論</b>  当該地域における医療提供体制に支障なしと認められれば対象
R9.3.31時点廃院（予定）で入院医療を継続しない医療機関の削減病床数	×	
現に患者が入院している病床を削減した病床数	○	
1医療機関で100床以上削減する場合の病床数	配分時に 制限あり	
その他議論が必要な削減病床数	—	

